

# 所有者不明農地の解消への取組事例

北秋田市農業委員会

## 概要等

耕作者から、農地所有者の死亡後に相続手続きが行われておらず、相続人との連絡が取れない状態のため、今後の利用権の更新について相談があった。耕作されないことにより遊休農地化がすすむことも懸念されるため解消に向け取り組んだ。

## 農業委員会の取組

- ・土地登記簿や住民票、戸籍謄本で相続人等を探索した結果、登記名義人は死亡、相続人は不明であったことから、所有者不明農地の公示を令和7年9月に行った。
- ・2ヶ月の公示期間中に申出がなかったため、秋田県農地中間管理機構へ添付書類を添えて申出がなかった旨を通知した。
- ・今後は、秋田県農地中間管理機構が県へ裁定を申請、県による裁定申請があった旨の公告や秋田県農業委員会ネットワーク機構への諮問、秋田県農地中間管理機構へ利用権を設定する裁定をした旨の公告等を経て、耕作者へ20年間の利用権が設定されることが見込まれる。

## 農業会議の支援内容

- ・取組の進捗の整理や課題についてヒアリング。
- ・疑問点や課題、必要書類や事務処理スケジュールについて秋田県農地中間管理機構や県と連絡調整。
- ・農業委員会、秋田県農地中間管理機構、県、農業会議それぞれが行う事務とその流れ、事務処理のスケジュール感を例示。
- ・公示様式への記載内容の確認、eMAFF農地ナビへの公示URL掲載。
- ・公示後に秋田県農地中間管理機構へ通知する際の提出書類をリスト化して提示。
- ・提出書類リストと事務処理のスケジュール例は簡潔に示した。



田：7筆 1.1ha

# 所有者不明農地の解消への取組事例

にかほ市農業委員会

## 概要等

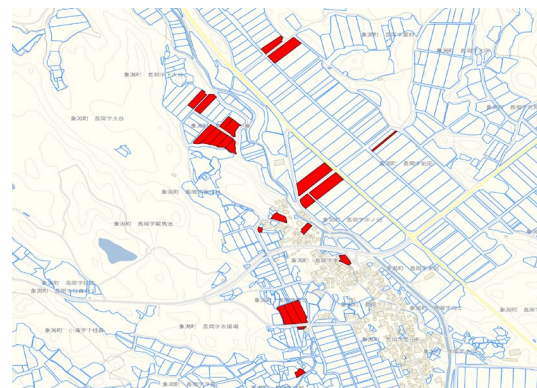
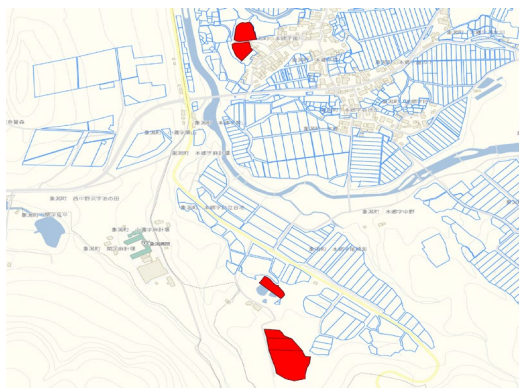
耕作者から、所有者の死亡後に相続手続きが行われず相続人が特定されていない農地があり、耕作者の賃借料の支払いや今後の契約に支障があることから解消に向け取り組んだ。

## 農業委員会の取組

- ・土地登記簿を収集し登記名義人の情報を確認、周辺の農業者からの情報収集も実施。
- ・年度途中に担当者の人事異動が発生。後任者は、月次業務（農地関連業務、総会業務等）や冬期間に行われる業務（地域計画に係る地図作成や話し合い等）を一手に担っており、戸籍情報の収集や相続関係の整理が滞っていたが、改めて取組スケジュールを立て直し、4～8月に戸籍情報の収集・整理と相続関係図を作成して探索し、その後に2か月間の公示へと進む見込み。

## 農業会議の支援内容

- ・疑問点や課題等をヒアリング、取組の進捗確認や取組スケジュールの整理。
- ・所有者不明農地制度の説明（所有者不明農地事務マニュアル（国 R6. 6. 19）で探索や公示の流れ、使用する様式等を説明）。
- ・取組スケジュールの立て直し後に少しでも円滑に事務が進むよう次の点を示した。
  - ・戸籍や住民票を公用請求する際の標準様式を提示
  - ・公示後に秋田県農地中間管理機構へ提出が必要となる書類一覧をリスト化して提示
  - ・秋田県農地中間管理機構に提出する書類の一つ「経緯書」の様式を例示
  - ・農業委員会、秋田県農地中間管理機構、県、農業会議それぞれが行う事務とその流れやスケジュール感を例示



田、畑：34筆 4.83ha